

変更届等に係る提出添付書類一覧

番号	項目	変更届への標準添付書類	留意事項	訪問介護 ①	訪問入浴 (予防) ②	訪問看護 (予防) ③	訪問リハ (予防) ④	居宅療養 (予防) ⑤	通所介護 ⑥	通所リハ (予防) ⑦	短期生活 (予防) ⑧	短期療養 (予防) ⑨	特定施設 (予防) ⑩	用具貸与 (予防) ⑪	用具販売 (予防) ⑫	介護老人 福祉施設 ⑬	介護老人 保健施設 ⑭	介護 医療院 ⑮
1	事業所の名称	・運営規程		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所（施設）の所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス	・事業所の所在地がわかる公的書類 ・平面図（施設の面積及び敷地周辺の見取図（公園を含む。） ・変更後の電話番号、FAX番号、メールアドレスが確認できる書類	指定基準の適合性について判断を要する変更事項については事前協議が必要。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	開設者の主たる事務所の所在地、代表者（開設者）の氏名及び住所	・登記事項証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等（注1）	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	敷地の面積及び平面図	・平面図 ・建物の構造概要がわかる書類	指定基準の適合性について判断を要する変更事項については事前協議が必要。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（注2）
6	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示する）並びに施設及び構造設備の概要	・平面図 ・建物の構造概要がわかる書類	指定基準の適合性について判断を要する変更事項については事前協議が必要。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（注2）
7	事業所の備品の概要	・平面図 ・事業所の設備・備品等に係る一覧表（標準様式4）			○													
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	・経歴書（様式5） ・資格を証する書類	管理者は、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合は勤務日数がおおむね400日以上の職歴を有する者であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（注2）
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・経歴書（様式5） ・従業者の勤務形態一覧表（標準様式1） ・資格を証する書類	サービス提供責任者は、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合は勤務日数がおおむね400日以上の職歴を有するものであること。	○														
10	運営規程	・運営規程	運営規程のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更については、年1回、毎年4月1日時点での届出をしていただければよい。従業者の員数については、「〇〇人以上」という記載も可能。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	・運営規程 ・協力医療機関との契約書又は協定書 ・診療科名のわかる書類 ・協力医療機関との契約の内容（参考様式10）			○						○		○			○	（注3）	（注3）
12	事業所の種別（病院、診療所、薬局、老健、介護医療院等）		介護保険法施行規則第116条第1項第5号等			○	○	○		○		○						
13	提供する居宅療養管理指導の種類							○										
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床型・併設型の別）										○							
15	利用者、入所者又は入院患者の定員	・運営規程 ・従業者の勤務形態一覧表（標準様式1）	利用定員を増員する場合、指定基準の適合性について判断を要することから事前協議が必要。また、利用定員の変更により必要な人員基準が変更される場合、必要に応じ資格を証する書類を提出すること。								○	○				（注4）	（注2）	（注2）
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	・変更内容がわかるもの												○				
17	併設施設の状況等	・平面図 ・併設する施設の概要														○	○	○
18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（標準様式7） ・資格を証する書類 ・従業者の勤務形態一覧表（標準様式1）														○	○	○

備考 その他変更等に関し必要と認める書類を求める場合がある。

（注1）当該事業所に関するものに限る。

（注2）介護老人保健施設及び介護医療院については、都道府県知事の許可が必要のため、変更前に開設許可事項の変更申請が必要。なお、⑭、⑮の5は、敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。

（注3）介護老人保健施設及び介護医療院が協力医療機関を変更する場合、都道府県知事の許可が必要のため、変更前に開設許可事項の変更申請が必要。

（注4）介護老人福祉施設の定員を増加する変更の場合、変更前に老人福祉法に基づく変更認可が必要。